

警察署協議会委員の委嘱等に関する規程

〔平成13年5月22日
兵庫県公安委員会訓令第4号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法(昭和29年法律第162号)、警察署協議会条例(平成13年兵庫県条例第27号。以下「条例」という。)及び警察署協議会運営規則(公安委員会規則第8号)に規定する警察署協議会の委員に関する委嘱手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱手続)

第2条 公安委員会は、警察本部長(以下「本部長」という。)に委員を推薦させるものとする。

2 公安委員会は、本部長が推薦した者について審査し、適任と認めるときは、委嘱状(別記様式)を交付して委嘱するものとする。

(解嘱事由の認知報告)

第3条 本部長は、委員が条例第4条第3項に規定する解嘱事由に該当することを認知したときは、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(報告)

第4条 本部長は、各警察署協議会の会議の開催結果について、公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第5条 この規程を実施するために必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。